

全国厚生労働関係部局長会議資料

社会・援護局 障害保健福祉部

【目次】

1	令和2年度障害保健福祉部関係予算案について	1
2	障害者総合支援法等について	
	（1）第6期障害福祉計画に係る基本指針について	6
	（2）補装具基準告示等の改正について	24
	（3）障害者の地域生活への移行について	25
	（4）相談支援の充実等について	30
	（5）障害福祉サービス等の情報公表制度について	40
	（6）障害福祉分野における文書量削減に向けた取組について	43
3	障害者の地域生活における基盤整備の推進について	
	（1）地域生活支援事業等について	45
	（2）国土強靱化も踏まえた社会福祉施設等の整備の推進について（社会福祉施設等施設整備費補助金）	49
	（3）障害者の就労支援について	50
	（4）障害福祉の仕事の魅力発信とロボット・ICT等導入支援について	75
	（5）発達障害支援施策の推進について	78
	（6）医療的ケア児等への支援について	82
	（7）難聴児支援の推進について	85
	（8）平成30年度の障害者虐待に関する調査結果等について	88
	（9）視覚障害者等の読書環境の整備について	101
	（10）障害者の芸術文化活動に対する支援について	106
	（11）身体障害者補助犬について	111
	（12）障害者自立支援機器等の開発促進について	112
4	精神保健医療福祉施策の推進について	
	（1）地方公共団体による退院後支援等について	115
	（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について	118
	（3）依存症対策について	123
	（4）精神保健指定医制度の見直しについて	129

1 令和2年度障害保健福祉部関係 予算案について

令和2年度障害保健福祉関係予算案の概要

厚生労働省
障害保健福祉部

◆予算額（令和元年度予算額）
2兆22億円



（令和2年度予算案）
2兆1,528億円（+1,506億円、+7.5%）

【主な施策】※（ ）内は令和元年度予算額

（1）良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 1兆5,842億円（1兆4,542億円）

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等に必要な経費を確保する。

（2）地域生活支援事業等の拡充 505億円（495億円）【一部新規】

障害者の理解促進や意思疎通支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、必要額を確保しつつ、事業の拡充を図る。また、雇用施策との連携による重度障害者等の就労支援を実施する。

（3）障害福祉サービスの提供体制の基盤整備（施設整備費） 174億円（195億円）

就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所や地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図るとともに、耐震化整備の防災・減災対策を推進する。

（参考）令和元年度1次補正予算案 83億円

非常用自家発電設備・給水設備の整備及び災害に備えるための大規模修繕等の防災・減災対策を推進する。

（4）聴覚障害児支援の推進

① 聴覚障害児支援のための中核機能の強化 地域生活支援事業等のうち1.7億円【新規】

保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会設置や保護者への相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援等、聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図る。

② 手話通訳等の体制整備の充実 地域生活支援事業等の内数【拡充】

手話通訳者等の派遣などの意思疎通支援の充実や手話奉仕員養成研修の推進など、市区町村における手話通訳等の体制整備を図る。

(5) 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 4.2億円(3.8億円) 【一部新規】

発達障害児者及びその家族の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を実施するとともに、発達障害者の青年期の居場所作り等を行う。また、発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、医療機関での診療にかかる時間の短縮を図るための取組等を実施する。

(6) 芸術文化活動の支援の推進 4.1億円(3.0億円) 【拡充】

障害者文化芸術活動推進法(平成30年6月施行)を踏まえ、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援を強化するとともに、全国に展開するための支援等を実施する。

(7) 視覚障害者等の読書環境の向上 3.0億円(3.8億円) 及び地域生活支援事業等の内数 【一部新規】

読書バリアフリー法の成立(令和元年6月施行)を踏まえ、障害者の読書環境を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書の製作やインターネットを活用した提供を促進するとともに、点字図書館と公共図書館の連携強化や、肢体不自由等の障害や読字障害も含めた視覚障害者等の身近な地域における読書環境の整備等に取り組む。

(8) 農福連携による就労支援の推進 3.3億円(2.7億円) 【一部新規】

農福連携を推進し、農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。

また、農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、林業や水産業等といった地域に根ざした第1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施する。

(9) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 6.4億円(5.7億円) 【一部新規】

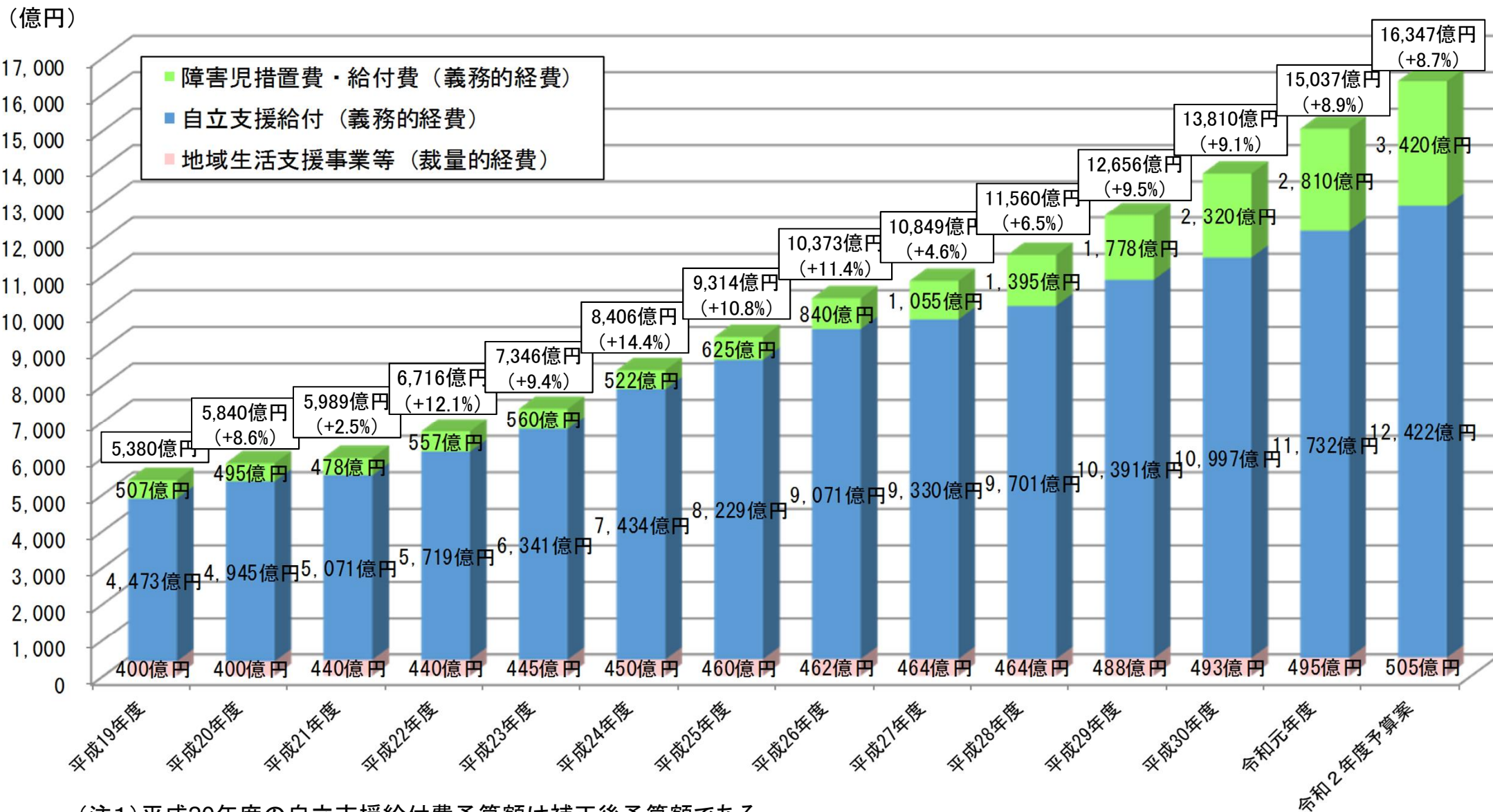
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、都道府県等と精神科病院等との重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。また、精神保健福祉士等を精神科病院等に配置し、精神障害者の一般住宅での継続的な地域生活を実現するためのモデル事業等を実施する。

(10) アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 9.3億円(8.1億円) 【一部新規】

依存症対策の全国拠点において、依存症に関する情報提供や普及啓発を行うとともに、ゲーム障害にも対応できる指導者の養成研修を実施する。また、都道府県等において、人材育成や医療・相談体制の整備を推進するとともに、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築し、早期発見・早期対応につなげる。さらに自助グループ等の民間団体への支援を充実する。

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は13年間で約3倍に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

2 障害者総合支援法等について

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針について

- 都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の計画期間が令和2年度末までであることから、令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る国の基本指針の見直しについて、昨年10月から社会保障審議会障害者部会で御議論いただいている。
- 基本指針に係る主な改正点としては、以下のような項目を検討中。
 - ・ 各成果目標について、障害者の重度化・高齢化の状況を踏まえた目標値の見直しや、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る成果目標の設定・変更
 - ・ 福祉施設から一般就労への移行に係る目標として移行者数を堅持しつつ、就労継続支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型について事業目的を踏まえた目標を設定。また、就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、利用者数を成果目標として設定。
 - ・ 障害児サービス提供体制の計画的な構築について、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を成果目標として設定・追加。
 - ・ 相談支援体制の充実・強化等や障害福祉サービス等の質の向上をするための取組に係る体制の構築について成果目標として設定。
 - ・ この他、「地域共生社会」の実現に向けた取組や障害者による文化芸術活動の推進等について、内容の充実
- ※ 詳細な内容については、第98回社会保障審議会（障害者部会）の資料
(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html)をご参照頂きたい。
- 基本指針の告示については、パブリックコメント等の手続を経た上で、今年度内を目処に行う予定である。
- 各自治体におかれては、改定後の基本指針を踏まえつつ、令和2年度中に障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定いただくようお願いする。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて（案）

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進
- ・ 福祉施設から一般就労への移行
- ・ 発達障害者支援の一層の充実
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉人材の確保

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%、6ヵ月後 86%、1年後 92% (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

成果目標①－1 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

第98回社会保障審議会
(障害者部会)資料より

現 状

- 平成28年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合は、平成30年度末時点で2.4%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である9%を下回る状況。
- また、平成28年～平成30年の地域移行生活移行者の水準を踏まえると、令和元年度末の施設入所者数を母数とした地域生活移行者の割合は、令和5年度末までに5.7%となる見込み。

成果目標(案)

- 施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、上記の現状の通り減少傾向にある。
- 一方で、障害者の重度化・高齢化に対応するための、日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (H18～23年度)	第3期 (H24～26年度)	第4期 (H27～29年度)	第5期 (H30～R2年度)	第6期 (R3～5年度)
基本指針	10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	9% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	13.3% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	8.0% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	—

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～30年度は3月末数値。令和元年度以降は推計。(出典：施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

成果目標①－２ 施設入所者数の削減に関する目標について

第98回社会保障審議会
(障害者部会)資料より

現 状

- 直近3か年(平成28年～平成30年)の施設入所者数削減の状況を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした削減の割合は令和2年度末までに1.6%となる見込みであり、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である2%を下回る状況。

成果目標(案)

- 施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少または横ばいである一方、区分6の利用が増加しており、全体として施設入所者の重度化が進んでいる。また、65歳以上の利用者の割合が増加している。
- こうした傾向は、平成25年3月以降、一貫して続いており、地域移行を進めるためには、地域における受け皿の整備や支援体制の充実を継続して進めていく必要がある。
- 第6期障害福祉計画の基本指針においては、真に施設入所支援が必要な場合を検討することを求めつつ、近年の施設入所者数の削減状況を踏まえ、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～ 32年度末(4年間))	▲1.6% (令和元年度末～ 令和5年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲3.8% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2.2% (平成28年度末～ 32年度末(4年間))	—

現 状

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」実施自治体数の増加等、構築に向けた取組は一定程度進んできたところであるが、第5期の成果目標である、長期入院患者数の減少など、目標達成に向けた取組を引き続き、推進する必要がある。
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の圏域ごとの設置については、第5期障害福祉計画期間中にほぼ全圏域で設置される見込みであることから、今後は協議の場の活性化に向けた取組が必要。市町村ごとの協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取組を推進していくことが必要。



成果目標(案)

- 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、地域生活支援連携体制整備を評価する指標として、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を成果目標として設定してはどうか。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少(65歳以上、65歳未満の内訳)、精神病床における入院後3ヶ月時点・6ヶ月時点・1年時点の退院率の上昇については、引き続き、目標値として設定してはどうか。

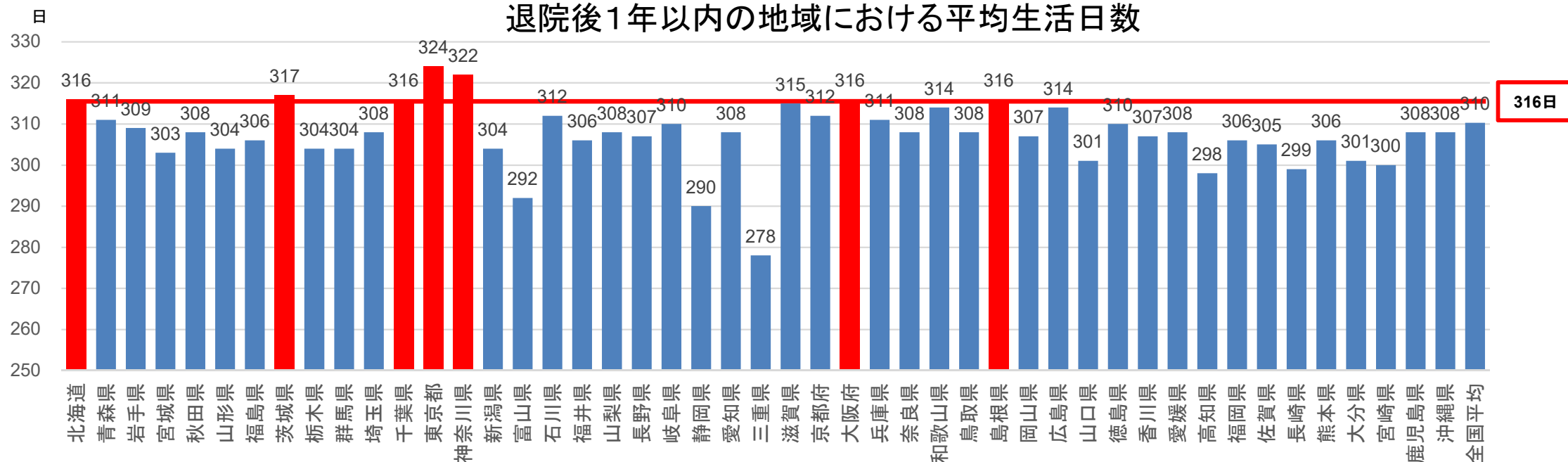
【成果目標(案)】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇:316日以上とすることを基本とする。(新規)
- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少になる。
- 精神病床における退院率の上昇:3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、12ヶ月時点92%以上とすることを基本とする。

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(316日以上)を基本とする。

都道府県別 2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る) 退院後1年以内の地域における平均生活日数



具体的な計算式

2016年精神障害者の精神病床から退院後
1年以内の地域での平均生活日数

=

2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)
の退院日から1年間の地域生活日数の合算

2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)総数

- ・医療機関へ入院した日数については、地域生活日数として算出されない。
- ・死亡退院者については、分母及び分子から除外されている。
- ・退院後に死亡が確認された場合は、死亡日以降の日数は、地域生活日数として算出されない。

成果目標③ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

第98回社会保障審議会
(障害者部会)資料より

現 状

- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 第5期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,320市区町村(圏域含む)において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。(平成30年4月1日時点)

成果目標(案)

- 地域生活支援拠点等は、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う必要がある。
- 他方、数値目標を示さないことで、地域生活支援拠点等の整備の必要性がなくなったとの誤解を与えることのないよう留意する必要がある。
- 第6期障害福祉計画の基本指針においては、第5期障害福祉計画期間に目標が概ね達成されるという前提に立ちつつも、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、地域生活支援拠点等における機能の充実・強化に係る内容を強く打ち出してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

成果目標④: 福祉施設から一般就労への移行等

背景

- 就労系サービスは、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行に取り組んでいるところであり、この取組を一層促進させていく必要がある。
- また、平成30年4月に創設した就労定着支援事業についても、その利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進めていく必要がある。加えて、地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）を踏まえた更なる推進が求められている。さらに、多様なニーズへの対応として、大学等在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。
- さらに、就労継続支援事業における工賃向上の取組については、各都道府県が別途作成する「工賃向上計画」に基づき、計画的に実施しているところである。

成果目標等に関する見直し案

第5期障害福祉計画		見直し案
項目	内容	
①一般就労への移行	就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成三十二年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成二十八年度の一般就労への移行実績の一・五倍以上	【継続・変更】 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持。 その上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
②就労移行支援事業の利用者数	就労移行支援事業の利用者数については、平成三十二年度末における利用者数が平成二十八年度末における利用者数の二割以上増加	【削除】 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、②就労移行支援事業の利用者数及び③就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。
③就労移行支援事業所の就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が三割以上の事業所を全体の五割以上	
④就労定着支援事業	就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を八割以上	【変更】 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。 また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせてはどうか。

（その他）既存の「工賃向上」等の記載のほかに、「農福連携」、「大学在学中の就労移行支援事業」、「高齢障害者における社会参加・就労」に関する記載を盛り込んではどうか。

成果目標④－１ 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

現 状

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成29年度実績で平成24年度実績の約1.9倍(15,957人)となっている。
- 平成27年度から平成29年度の移行者数の増加数(約900人)から推計すると、令和2年度においては、第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成28年度実績の1.5倍の一般就労への移行者の達成」を達成するのは困難であることが見込まれる。



成果目標(案)

- 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持した上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
- 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。(新規)

* 就労継続支援A型については、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型については、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

成果目標④ー2 就労定着支援事業に関する目標について

第98回社会保障審議会
(障害者部会)資料より

現 状

- 平成30年度報酬改定において、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬とした。
- 就労定着支援事業の利用者数は8,607人(令和元年6月)であり、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数15,957人(平成29年度実績)と比較しても、低調である。



成果目標(案)

- 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。
- また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容(就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬)に合わせてはどうか。

【成果目標(案)】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。**(新規)**

また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。**(新規)**

成果目標⑤－１ 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

第98回社会保障審議会
(障害者部会)資料より

現 状

- 第Ⅰ期障害児福祉計画において、各市町村に児童発達支援センターを１カ所以上設置するとともに、保育所等訪問支援の実施体制の確保を成果目標として掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。
 - ・ 児童発達支援センターを設置している市町村の割合 32%
 - ・ 保育所等訪問の実施体制を確保している市町村の割合 42%

[平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む) 障害保健福祉部調べ]
- 聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要である。

成果目標（案）

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実施体制の確保については、引き続き全市町村における設置及び実施体制の確保を目指してはどうか。
(※また、極端な過疎地域や極端な広域のために児童発達支援センターの効率的な運用が望めない市町村においては、共生型サービスや基準該当事業所等による児童発達支援の提供体制を確保しつつ、市町村の障害福祉主管部局等が中心となって、同等の地域支援の中核的機能を整備することが考えられることを基本指針に明記してはどうか。)
- 聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、都道府県において、児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障害)等を活用した難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要であることから、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用した難聴児支援のための中核機能の整備を行うことを新たに成果目標に盛り込んではどうか。

【成果目標（案）】

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１カ所以上設置することを基本とする。
- ・ また、令和５年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保することを基本とする。 **（新規）**
- ・ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和５年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

成果目標⑤ー2 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

第98回社会保障審議会
(障害者部会)資料より

現 状

- 第1期障害児福祉計画において、主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについてすべての市町村で1カ所以上確保することを成果目標に掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。
- ・ 重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所を1以上確保している市町村の割合 28%
 - ・ “ ” 放課後等デイサービス事業所を1以上確保している市町村の割合 30%
- [平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む） 障害保健福祉部調べ]
- また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を都道府県及び市町村（または圏域）に設置することについては都道府県と指定都市は達成済み、市町村もある程度進みつつある。一方で医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置しているケースはまだ少ない。
- | | | | |
|----------------------|------|-----------------------------------|-----|
| ・ 協議の場を設置している都道府県の割合 | 100% | ・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置している都道府県の割合 | 26% |
| ・ “ ” 指定都市の割合 | 100% | ・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置している指定都市の割合 | 55% |
| ・ “ ” 市町村・圏域の割合 | 68% | ・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村・圏域の割合 | 21% |
- [令和元年8月1日現在 障害保健福祉部調べ]

成果目標（案）

- 主として重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所については、引き続き全市町村における1カ所以上の確保を目指してはどうか。
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、設置自体は進んできていることを踏まえ、引き続き全圏域又は市町村での設置を目指すこととし、更に加えて、都道府県及び圏域又は市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を、新たに盛り込んではどうか。

【成果目標（案）】

- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。（追加）

成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

第98回社会保障審議会
(障害者部会)資料より

現 状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で10,202箇所、従事する相談支援専門員数は22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっている。
- 基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846箇所)が設置。
- 計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる。
- 一方、1事業所当たりの相談支援専門員数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められている。



成果目標(案)

- 更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障害福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和五年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

活動指標(案)

事 項

総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

成果目標⑦ 障害福祉サービス等の質の向上に関する目標について

第98回社会保障審議会
(障害者部会)資料より

現 状

- 現在の基本指針においては、サービスの質の向上を図るため第三者による評価や障害福祉サービス等の情報公開制度の活用について記載している。
- また、障害支援区分を適切に認定するため、都道府県を中心とした各市町村(認定調査員)との研修体制を構築している。
- 近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要なサービスを提供することが求められている。

成果目標(案)

- 利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして、
 - ・相談支援従事者研修等の各種研修を活用した市町村職員の受講への参加を促す取組み
 - ・市町村において、国保連における審査でエラーとなった内容の分析結果等を活用した取組みなどが必要であり、上記を実施するための体制を構築するため、次期基本方針においては、成果目標として以下のように設定してはどうか。
※請求内容の誤りを防ぐため、支払い状況(請求明細内容)を点検することの重要性については、基本指針に盛り込むことを検討。

【成果目標(案)】

令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。(新規)

活動指標(案)

事 項

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数(市町村)

障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数(市町村)

都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数(都道府県、政令市、中核市)

次期基本指針の全体像①(案)

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

新

一 基本的理念

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保 ⑦障害者の社会参加等を支える取組

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① 相談支援体制の構築
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障害者等に対する支援 ④ 協議会の設置等

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

現行

一 基本的理念

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

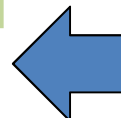
- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① 相談支援体制の構築
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障害者等に対する支援 ④ 協議会の設置等

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保



新

七 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③ 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

次期基本指針の全体像③(案)

第三 計画の作成に関する事項

新

一 計画の作成に関する基本的事項

- ① 作成に当たって留意すべき基本的事項
- ② 計画の作成のための体制の整備 ③ 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握 ④ 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備
- ⑤ 区域の設定 ⑥ 住民の意見の反映 ⑦ 他の計画との関係
- ⑧ 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③ 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- ④ 関係機関との連携に関する事項

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類毎の必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- ③ 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- ④ 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
- ⑤ 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項
- ⑥ 関係機関との連携に関する事項

四 その他

- ① 計画の作成の時期 ② 計画の期間 ③ 計画の公表

現行

一 計画の作成に関する基本的事項

- ① 作成に当たって留意すべき基本的事項
- ② 計画の作成のための体制の整備 ③ 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握 ④ 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備
- ⑤ 区域の設定 ⑥ 住民の意見の反映 ⑦ 他の計画との関係
- ⑧ 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③ 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- ④ 関係機関との連携に関する事項

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類毎の必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- ③ 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- ④ 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
- ⑤ 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項
- ⑥ 関係機関との連携に関する事項

四 その他

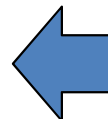
- ① 計画の作成の時期 ② 計画の期間 ③ 計画の公表



次期基本指針の全体像④(案)

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

新	現行
一 障害者等に対する虐待の防止 ① 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見 ② 一時保護に必要な居室の確保 ③ 指定障害児入所支援の従業者への研修 ④ 権利擁護の取組	一 障害者等に対する虐待の防止 ① 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見 ② 一時保護に必要な居室の確保 ③ 指定障害児入所支援の従業者への研修 ④ 権利擁護の取組
二 意思決定支援の促進	二 意思決定支援の促進
三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進	三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
四 障害を理由とする差別の解消の推進	四 障害を理由とする差別の解消の推進
五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実



補装具基準告示等の改正について

- 補装具告示について、より実態を踏まえた改定とするため、今年度、障害当事者団体、学術団体等の関係団体に対して、補装具費支給制度に関する意見聴取を実施した。提案された意見等については、外部有識者による補装具評価検討会で改定の方角性を検討した。
- 検討を踏まえ、今般、以下の事項について、告示の改定（令和2年4月1日施行）を予定している。
 - 【補装具告示改定内容】
 - ・盲人安全つえを『視覚障害者安全つえ』に改称
 - ・眼鏡－遮光用に『掛けめがね式』を追加、修理基準に『遮光用レンズ交換』を追加
 - ・修理基準に『人工内耳体外器』を追加
- また、補装具費支給事務取扱指針等の関連通知では、耐用年数の解釈についてより分かりやすくすること及び、人工内耳体外器の取扱いについて明記すること等、所要の改正を行うこととしている。

<補装具告示 別表改定（案）>

別表 2 購入基準（5）その他

種目	名称	基本構造	付属品	価格 円	備考
<u>視覚障害者安全つえ</u>	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
眼鏡	遮光用	前掛式		21,500	
		<u>掛けめがね式</u>		<u>30,000</u>	

別表 3 修理基準（5）その他

種目	型式	修理部位	価格 円	備考
<u>視覚障害者安全つえ</u>		（略）	（略）	
眼鏡		<u>遮光用レンズ交換</u>	<u>5,100</u>	
<u>人工内耳体外器</u>		<u>人工内耳用音声信号処理装置 修理</u>	<u>30,000</u>	<u>人工内耳用ヘッドセットとして医療保険で対応されるもの（マイクロホン、送信コイル等）は含まれない。</u>

地域生活への移行について

【自立生活援助】

- 自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、定期的な居宅訪問や随時の相談対応等により、利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うサービスで、令和元年8月現在の利用者数は、37都道府県、783人となっている。
- 当該サービスについては、障害者支援施設等から一人暮らしに移行した者のみならず、現に一人暮らしの者や障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況の者も対象になるものである。
- また、標準利用期間は1年間としているが、さらにサービスの利用が必要な場合は審査会の審査を経て更新を可能としている。
- 障害者支援施設等から一人暮らしに移行した障害者が地域生活を継続するために有効なサービスであるとともに、現に一人暮らしをしている障害者等が住み慣れた地域で引き続き生活することを可能とするサービスであるため、都道府県等におかれては、上記の点にも留意し、管内のニーズ等の把握に努め、事業者の指定や支給決定の実施等をお願いする。

【共同生活援助（日中サービス支援型）】

- 共同生活援助（日中サービス支援型）は、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保し、また、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置を可能としたグループホームの類型である。
- 都道府県等におかれては、管内のニーズ等の把握に努め、必要に応じ、共同生活援助（日中サービス支援型）を活用するなどして、重度化した障害者の地域生活への移行、地域生活の継続のための支援に努められたい。

自立生活援助について

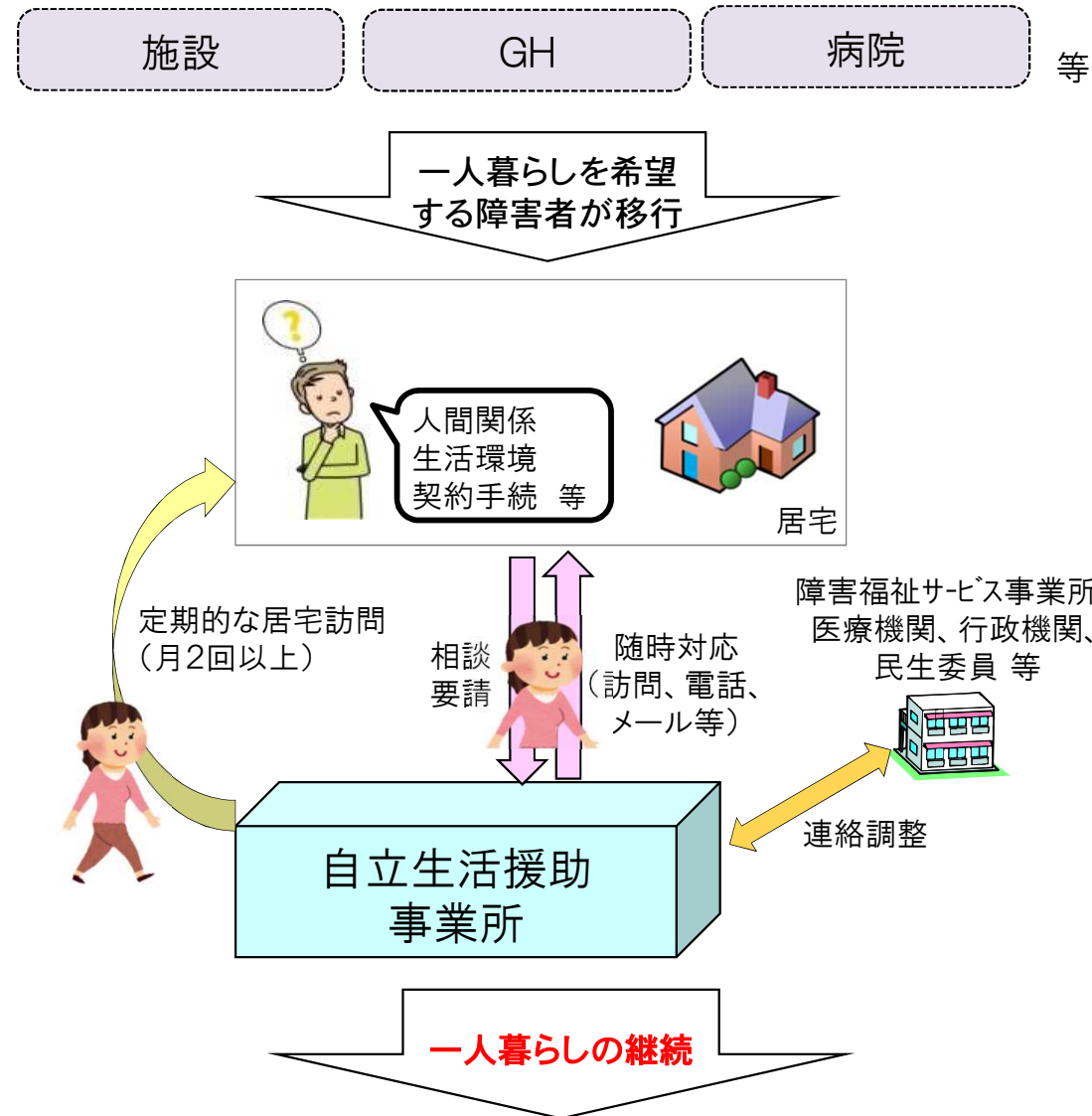
- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。（平成30年4月1日～）

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）



自立生活援助の現状

※令和元年8月サービス提供分(国保連データ)

事業所について [177事業所(37都道府県)]

○都道府県毎の事業所数

北海道	岩手県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県
7	2	1	1	3	3	1	7	9	35	10	1	5	9	6	1	7
愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
7	5	3	9	4	3	3	1	3	5	1	2	2	4	1	3	3
大分県	宮崎県	鹿児島県														
7	1	2														

利用者について [783人]

○都道府県毎の利用者数

北海道	岩手県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県
25	13	2	7	16	6	2	37	36	166	22	4	12	36	23	5	32
愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
59	9	11	57	8	10	7	3	12	30	3	2	6	30	6	32	9
大分県	宮崎県	鹿児島県														
39	2	4														

○状態毎の利用者数

退所等をしてから1年以内の者	307
上記以外の単身生活者 等	476

○障害種別毎の利用者数

身体障害	知的障害	精神障害	難病等
69	195	519	0

○障害支援区分毎の利用者数

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
17	14	48	193	269	35	207

○年齢毎の利用者数

18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
0	6	73	128	207	239	78	52

重度の障害者への支援を可能とするグループホーム（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）

- ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）

※ 世話人の配置が3:1の場合

(1) 区分6	1,104単位
：	：

※ このほか、看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合の加算を創設（看護職員配置加算 70単位／日）



2～10人

2～10人

+

短期入所1～5人

- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認める。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

日中サービス支援型グループホームの現状

※令和元年8月サービス提供分(国保連データ)

事業所について [103事業所(35都道府県)]

○都道府県毎の事業所数

北海道	青森県	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	長野県	静岡県	三重県	愛知県
18	3	1	1	2	1	3	1	4	4	2	6	1	2	1	6	1	1

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	鹿児島県	沖縄県
2	3	1	1	3	1	1	1	2	1	3	1	10	1	5	3	6

利用者について [1, 247人]

○都道府県毎の利用者数

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	長野県	静岡県	愛知県	三重県
236	23	8	8	1	24	9	40	5	40	36	57	70	14	15	10	76	7	8

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	鹿児島県	沖縄県	
20	41	45	10	30	10	12	10	33	2	57	27	101	14	50	29	69	

○障害種別毎の利用者数

身体障害	知的障害	精神障害	難病等
204	695	345	3

○障害支援区分毎の利用者数

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
326	307	295	207	86	7	19

○日中活動サービスを利用する利用者数

生活介護	自立訓練 (機能)	自立訓練 (生活)	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型
762	1	30	11	15	209

○年齢毎の利用者数

18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
2	17	143	194	280	297	139	175

相談支援の充実等について

【相談支援従事者研修制度の見直しについて】

- 相談支援従事者研修制度の見直しに関しては、第91回社会保障審議会障害者部会(平成30年10月24日)において、「あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理」すること等とされた。
- これを受け、平成31年2月から3月にかけて、「相談支援の質の向上に関する検討会」を開催し(計4回)、とりまとめを行うとともに、とりまとめの内容について、第94回社会保障審議会障害者部会(令和元年6月24日)において報告を行った。
- 令和元年9月にとりまとめの内容を反映した新たな告示及び研修要綱を公布・発出するとともに、新カリキュラムの内容について、令和元年度相談支援従事者指導者養成研修にて説明を行った。
- 各都道府県においては、令和2年度から、新たな告示及び研修要綱に基づき相談支援従事者研修を実施していただくこととなるため遺漏なきようお願いする。
- また、令和2年度予算案(地域生活支援事業)においては、意思決定支援研修を専門コース別研修の新たな研修メニューに追加したことから積極的に取り組まれない。

【相談支援従事者指導者養成研修及びサービス管理責任者等指導者養成研修の実施時期について】

- 各都道府県において、相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修を中心的に実施する者を養成するため、国において相談支援従事者指導者養成研修及びサービス管理責任者等指導者養成研修を実施している。
 - 令和2年度については、相談支援専門員指導者養成研修に「主任相談支援専門員指導者養成研修」を追加し、サービス管理責任者等指導者養成研修に「意思決定支援研修」を追加する予定としており、従来、3日間の研修だったものが、それぞれ1日増の4日となるのでご留意いただきたい。
 - 令和2年度における指導者養成研修については以下の時期に開催を予定している。
 - ・ 相談支援従事者指導者養成研修 5月下旬
 - ・ サービス管理責任者指導者養成研修 9月中旬
- ※ 詳細な日程については、障害保健福祉主管課長会議にてお知らせする予定。
- 各都道府県においては、各受講者の選定及び派遣についてご留意いただきたい。あわせて、各都道府県において設定している研修回数等について、管内のニーズを十分踏まえ、適切に実施いただきたい。

【基幹相談支援センターの設置促進及び充実強化並びに主任相談支援専門員の養成と配置について】

- 平成24年に行われた障害福祉サービスの利用に係る支給決定プロセスの変更に伴い、障害福祉サービスを利用しようとする全ての者に対象者を拡大した。それに伴い、指定特定相談支援事業所の数は2,851ヶ所→10,202ヶ所に増加し、従事する相談支援専門員の数は5,676人→22,453人に増加した。
- 平成30年度より、基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員を創設し、基幹相談支援センターの人員配置に加えたところである。【地域生活支援事業実施要綱を改正】
- あわせて、主任相談支援専門員の養成については、平成30年度及び令和元年度の2カ年、国による直接養成を実施してきたところであるが、令和2年度以降は、各都道府県において主任相談支援専門員の養成を行うこととなる。養成研修に係る実施要綱については、平成30年度末に発出しているところであり、準備が整った都道府県から養成を始められたい。
- 各都道府県においては、地域における人材養成や地域作りの中核を担う人材を早期に養成する観点から、基幹相談支援センターに配置されることが見込まれる相談支援専門員を優先的に養成することが望ましく、市町村との連携を図り、計画的な主任相談支援専門員の養成に努められたい。
- 令和元年度においては、地域における相談支援専門員の人材育成と支援の質の向上を図るため、基幹相談支援センター等において計画相談支援等によるモニタリング内容を検証する手法等に関するガイドラインを作成しており、令和元年度末にお知らせする予定である。

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について】

- 令和元年度より、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成に係る研修制度を見直し、これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修に分け、段階的に実践的なサービス管理責任者等の養成を図ることとしている。あわせて、更新研修を創設し、現任者についても一定期間ごとに支援の質の維持・向上を図ることとしている。
- 都道府県においては、新たな研修制度に基づくサービス管理責任者等の養成を円滑に進めていただくとともに、各都道府県において設定している研修回数や受講者数等について、管内の研修受講ニーズを十分踏まえ、可能な限り受け入れが可能となるよう適切に実施いただきたい。特に、更新研修については、受講期限の最終年度に受講者が集中することがないよう、計画的な更新研修の受講が可能となるようご配慮いただきたい。
- また、令和2年度予算案（地域生活支援事業）においては、意思決定支援研修を専門コース別研修の新たな研修メニューに追加したことから積極的に取り組まれたい。
- 「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和元年7月16日閣議決定）に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置（平成22年厚生労働省告示第340号）（特区告示）を令和3年3月31日限り廃止することとなった。

なお、特区告示により読み替えて適用するサービス管理告示に定めるサービス管理責任者資格要件を満たすサービス管理責任者及びサービス管理告示に規定するサービス管理責任者基礎研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、本件告示の規定は、なおその効力を有することとする。

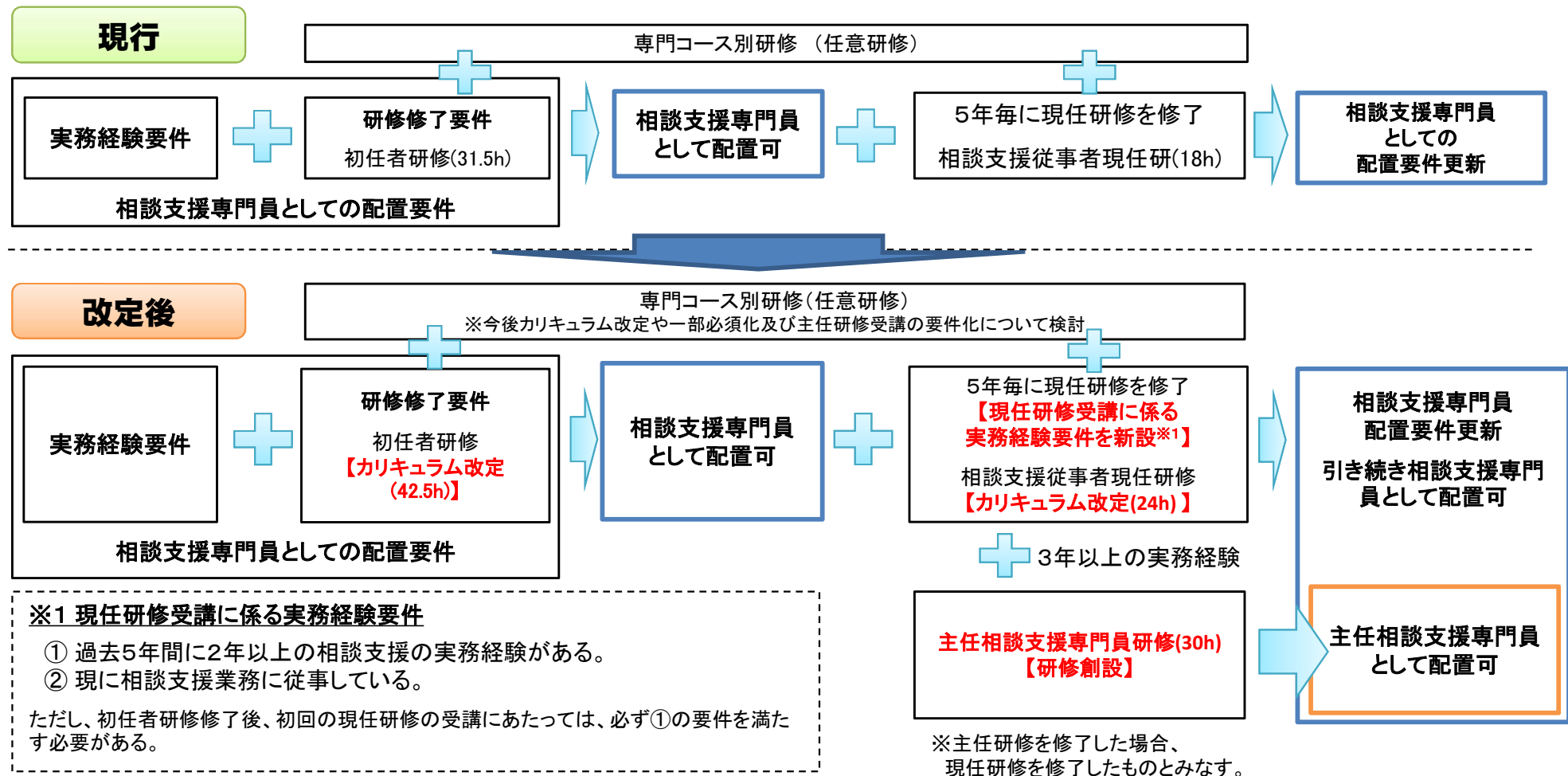
相談支援専門員研修制度の見直しに関するこれまでの経緯

社会保障審議会障害者部会
(R1・6・24)資料を一部修正

時期	内容
平成27年12月14日	・ 社会保障審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し等の指摘
平成28年7月19日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言
平成28年～平成29年	・ 厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発
平成30年3月2日	・ 第89回社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告
平成30年10月24日	・ 第91回社会保障審議会障害者部会において、見直しに関する当事者団体からの指摘及び今後の対応方針について議論
平成31年2月14日～平成31年3月28日	・ 第6回～第9回相談支援の質の向上に関する検討会を開催(計4回)
平成31年2月22日	・ 第93回社会保障審議会障害者部会において、検討会の進捗状況について報告
平成31年4月10日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」(第6回～第9回)における議論の取りまとめを厚生労働省ホームページに掲載
令和元年6月24日	・ 第94回社会保障審議会障害者部会において、検討会の検討結果について報告
令和元年9月11日	・ 新たな研修カリキュラムを反映した告示・研修要綱を公布、発出 施行は令和2年4月1日

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(※1)を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。



＜相談支援専門員・サービス管理責任者の研修体系＞

【国研修】

（国で実施する研修）

事項	期間	実施方法	変更内容	備考
主任相談支援専門員養成研修	5日間	委託 (民間団体)	廃止	・ 相談支援従事者指導者養成研修(国リハ学院)に統合

（国立リハビリテーション学院で実施する研修）

事項	期間	実施方法	変更内容	備考
相談支援従事者指導者養成研修	初任研修	国リハ学院	拡充	・ 主任相談支援専門員養成研修を統合 ・ 3日間から4日間に拡充 ・ 5月下旬に開催予定
	現任研修			
	主任研修			
サービス管理責任者等指導者養成研修	3日間 ↓ 4日間	国リハ学院	拡充	・ 意思決定支援に関する研修を追加(+5時間) ・ 3日間から4日間に拡充 ・ 9月中旬に開催予定

【都道府県研修】

（都道府県で実施する研修（地域生活支援事業））※（―）は変更なし

事項	内容	変更部分
相談支援従事者研修	初任・現任研修	―
	専門コース別研修	意思決定支援研修カリキュラム（5H）を追加
相談支援従事者主任研修	―	―
サービス管理責任者研修	基礎・実践・更新研修	―
	専門コース別研修	意思決定支援研修カリキュラム（5H）を追加

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣 旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面）
- ② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自己決定できるように支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子の観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

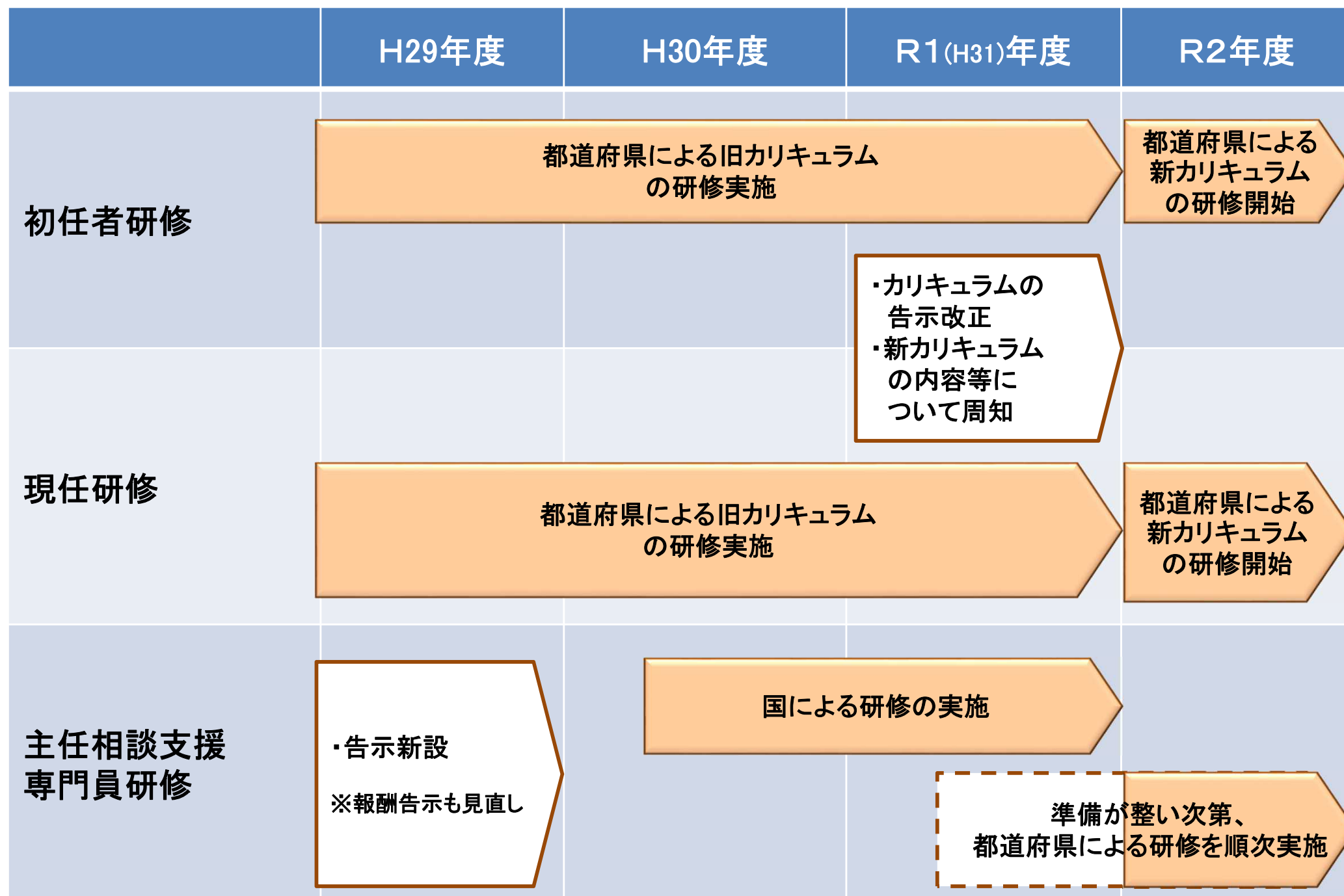
本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録のフィードバック

見直しのスケジュール

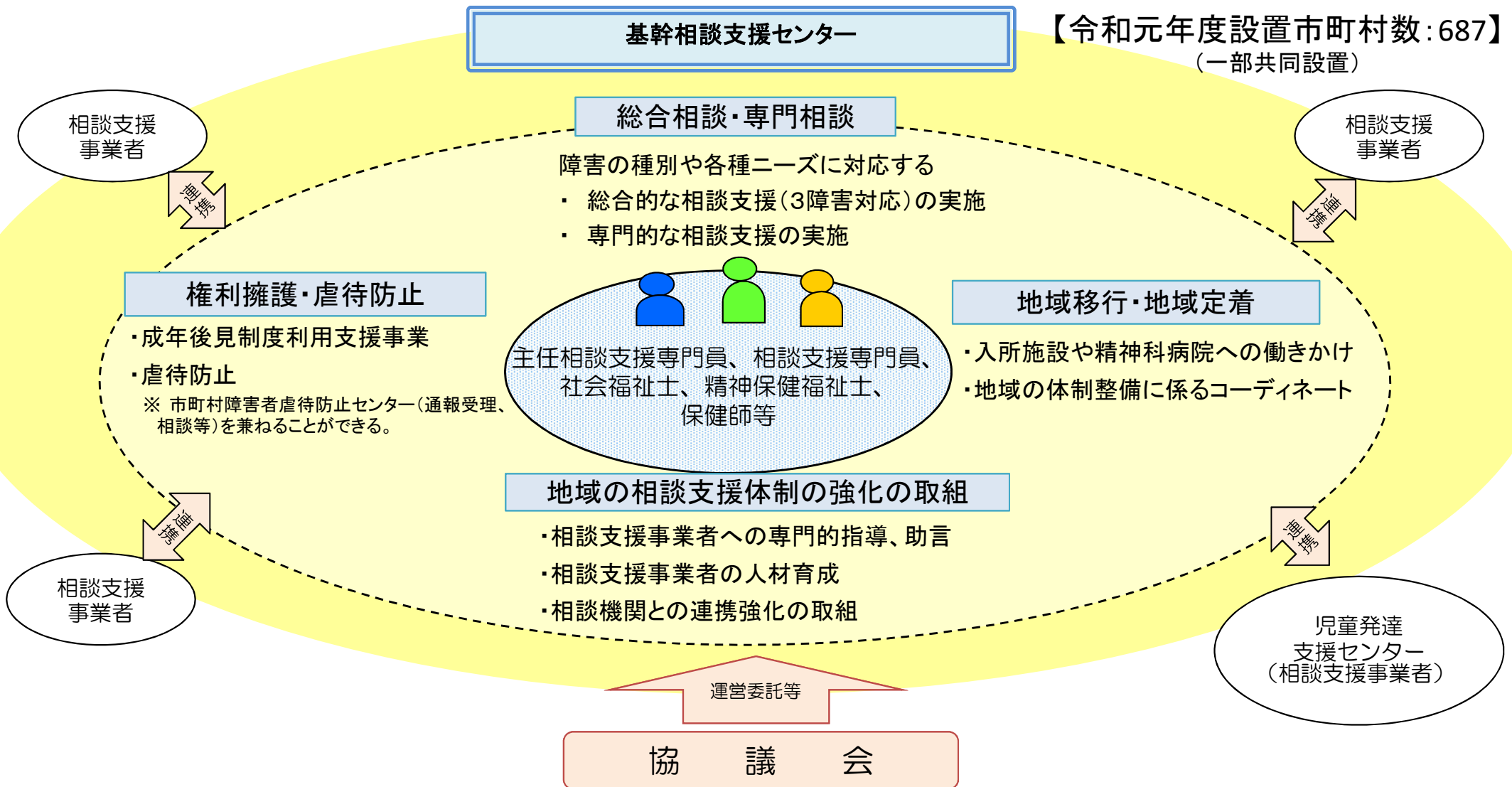


基幹相談支援センターの役割のイメージ

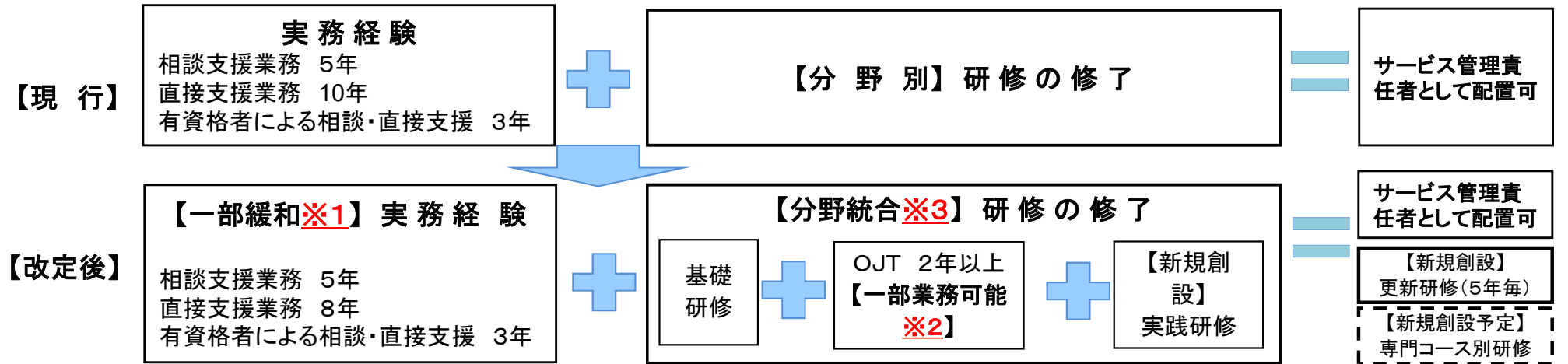
基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



※専門コース別研修については、厚生労働科学研究にて開発中

見直し内容の詳細 (R1.4～)

【現行】

※1 実務経験の一部緩和

直接支援業務 **10年**

実務経験を満たして研修受講

- ・相談支援業務 5年
- ・直接支援業務 10年
- ・有資格者による相談・直接支援 3年

※2 配置時の取扱いの緩和

研修修了後にサービス管理責任者として配置可

※3 研修分野統合による緩和

- 各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施
- 修了した分野及び児童発達支援管理責任者にのみ従事可

【改定後】

直接支援業務 **8年**

※ 上記以外の実務要件は従前通りとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件の共通化は行わない。

基礎研修は実務要件が**2年**満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講

【基礎研修受講時の実務経験】(現行→改訂後)

- ・相談支援業務 5年→3年
- ・直接支援業務 8年→6年
- ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年

既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者を、**2人目以降のサービス管理責任者として配置可とする**とともに、**個別支援計画原案の作成を可能とする。**

- サービス管理責任者の**全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施**
- **他分野に従事する際の再受講は必要なし**

※ 30年度までの既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系) 修了

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※H31(R1)年度～R3年度の基礎研修受講者に限る

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

＜配置に関する実務経験要件＞
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務

※基礎研修修了後に配置に関する実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

＜受講対象＞
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

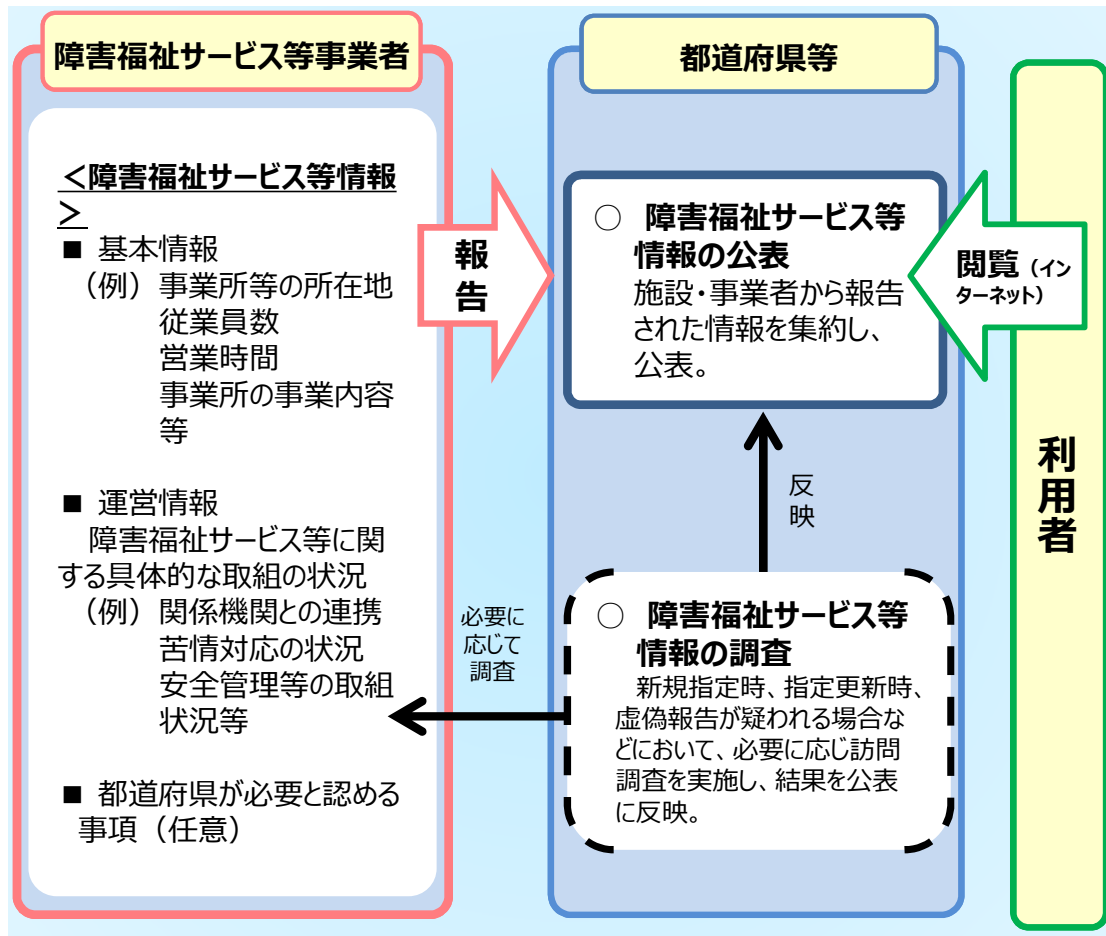
サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度毎修了の必要

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。（平成30年4月施行）。

【制度概要】



【HP画面】

The image shows two screenshots of the official website for the Disability Welfare Service Information Disclosure System.
The top screenshot is the **障害福祉サービス等情報検索 (Disability Welfare Service Information Search)** homepage. It features a search bar, a map of Japan with prefecture buttons, and a sidebar with navigation links.
The bottom screenshot shows the **事業所詳細情報 (Facility Detailed Information)** page for a facility in Tokyo. It displays details such as the facility name, address, phone number, fax, and a list of services provided. A red arrow points from the search results on the top page to this detailed view.

障害福祉サービス等情報公表制度における公表の推進について

障害福祉サービス等情報公表制度における公表状況等

1. 平成30年4月1日改正総合支援法等施行
2. 平成30年9月28日、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上に「障害福祉サービス等情報検索サイト」を開設し、公表開始
3. 令和元年12月27日現在：掲載事業所数117,862件
参考：令和元年8月において、国保連を通じて報酬請求があった指定事業所数119,687件
4. 障害福祉サービス等情報検索サイトの閲覧数
 - ・ 平成30年10月末日：2,542,518件
 - ・ 平成31年3月末日：3,331,687件
 - ・ 令和元年10月末日：4,106,510件

令和元年度における更新状況及び公表の推進について

- 令和元年度における事業所等情報の更新率（※）は全体で48.1%である。
※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。
- 情報公表制度は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するための情報を公表するものであり、当該サイトの閲覧数も上昇しているため、各都道府県等においては、より一層適切な情報公表に取り組んでいただきたい。

【参考】障害福祉サービス等情報更新状況について(令和元年11月29日現在)

都道府県	更新率	都道府県	更新率
北海道	<u>23.8%</u>	滋賀県	<u>15.4%</u>
青森県	95.7%	京都府	<u>46.0%</u>
岩手県	53.0%	大阪府	<u>26.4%</u>
宮城県	56.9%	兵庫県	74.9%
秋田県	80.5%	奈良県	<u>16.8%</u>
山形県	83.6%	和歌山県	<u>26.5%</u>
福島県	<u>17.7%</u>	鳥取県	64.8%
茨城県	<u>18.8%</u>	島根県	66.8%
栃木県	<u>45.8%</u>	岡山県	76.5%
群馬県	<u>32.1%</u>	広島県	<u>35.2%</u>
埼玉県	<u>20.1%</u>	山口県	71.0%
千葉県	<u>28.4%</u>	徳島県	<u>10.1%</u>
東京都	<u>23.5%</u>	香川県	<u>35.5%</u>
神奈川県	75.9%	愛媛県	90.5%
新潟県	73.7%	高知県	<u>22.6%</u>
富山県	54.1%	福岡県	<u>47.1%</u>
石川県	59.8%	佐賀県	<u>40.3%</u>
福井県	<u>42.9%</u>	長崎県	<u>36.0%</u>
山梨県	69.1%	熊本県	89.0%
長野県	77.2%	大分県	74.5%
岐阜県	68.0%	宮崎県	<u>8.6%</u>
静岡県	57.2%	鹿児島県	<u>17.1%</u>
愛知県	68.7%	沖縄県	<u>20.3%</u>
三重県	50.9%		

政令市	更新率
札幌市	<u>34.8%</u>
仙台市	<u>35.5%</u>
さいたま市	<u>27.0%</u>
千葉市	<u>27.8%</u>
横浜市	<u>38.7%</u>
川崎市	53.8%
相模原市	55.8%
新潟市	77.0%
静岡市	60.3%
浜松市	<u>41.0%</u>
名古屋市	<u>49.8%</u>
京都市	<u>37.1%</u>
大阪市	<u>33.9%</u>
堺市	<u>25.0%</u>
神戸市	<u>27.8%</u>
岡山市	53.5%
広島市	<u>28.9%</u>
北九州市	98.1%
福岡市	58.2%
熊本市	<u>38.6%</u>

中核市名	更新率	中核市名	更新率	中核市名	更新率
函館市	<u>36.5%</u>	長野市	71.9%	高松市	<u>0.4%</u>
旭川市	<u>35.9%</u>	岐阜市	<u>20.4%</u>	松山市	59.3%
青森市	70.4%	豊橋市	<u>42.9%</u>	高知市	<u>20.2%</u>
八戸市	63.6%	岡崎市	76.9%	久留米市	<u>34.5%</u>
盛岡市	<u>48.0%</u>	豊田市	74.4%	長崎市	<u>30.6%</u>
秋田市	64.6%	大津市	<u>15.0%</u>	佐世保市	<u>43.1%</u>
山形市	51.4%	豊中市	<u>41.4%</u>	大分市	<u>32.7%</u>
福島市	<u>26.2%</u>	高槻市	87.7%	宮崎市	<u>47.9%</u>
郡山市	66.5%	枚方市	<u>38.6%</u>	鹿児島市	<u>40.3%</u>
いわき市	<u>47.7%</u>	八尾市	<u>0.0%</u>	那覇市	<u>2.5%</u>
宇都宮市	<u>44.0%</u>	寝屋川市	<u>18.8%</u>		
前橋市	<u>35.5%</u>	東大阪市	<u>46.0%</u>	一般市名	更新率
高崎市	<u>28.4%</u>	姫路市	<u>37.3%</u>	栃木市	<u>34.5%</u>
川越市	<u>1.5%</u>	尼崎市	68.0%	我孫子市	<u>6.3%</u>
川口市	<u>41.5%</u>	明石市	<u>43.4%</u>		
越谷市	<u>26.9%</u>	西宮市	<u>39.7%</u>		
船橋市	<u>3.1%</u>	奈良市	<u>15.2%</u>		
柏市	62.4%	和歌山市	<u>23.3%</u>		
八王子市	<u>22.9%</u>	鳥取市	66.5%		
横須賀市	92.1%	松江市	70.4%		
富山市	<u>38.8%</u>	倉敷市	84.7%		
金沢市	<u>33.7%</u>	呉市	98.9%		
福井市	<u>38.1%</u>	福山市	<u>27.6%</u>		
甲府市	<u>26.2%</u>	下関市	<u>38.1%</u>		

注) 更新率(※)に下線がある自治体は、更新率が50%以下であることを示す。

※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。

文書量削減に向けた取組について

- 新経済・財政再生計画改革工程表2019においては、介護分野における書類の削減について、2020年代初頭までに半減することとされている。
- 各自治体におかれては、指定申請や報酬請求の際に、施設や事業所から提出を求めている申請書や添付書類の要否について、改めて検討いただき、書類の削減に努めていただきたい。

2-3 医療・福祉サービス改革

持続可能な社会保障制度の実現に向け、医療・介護提供体制の効率化を促進するとともに、医療・介護サービスの生産性向上を図るため、地域医療構想に示された病床の機能分化・連携や介護医療院への移行等を着実に進めるとともに、人口減少の中にあつて少ない人手で効率的なサービスが提供できるよう、AIの実装、ロボット・IoT・センサーの活用、データヘルスの推進など、テクノロジーの徹底活用を図る。これらにより、一人当たり医療費の地域差半減、介護費の地域差縮減を目指す。

	取組事項	実施年度			K P I	
		2020年度	2021年度	2022年度	第1 階層	第2 階層
	44 事業所マネジメントの改革等を推進					
医療・福祉サービス改革	iii 事業所マネジメントの改革等を推進					○アンケート調査において医療従事者の勤務環境改善に「職種を問わず」または「一部職種で」取り組んでいると回答した病院の割合【2020年度までに85%】
		医師の働き方改革に関する検討会等におけるタスクシフティング等に関する検討結果に基づき、患者等の理解や負担にも配慮しつつ必要な措置。			○病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の受講者数【2020年度までに1,000人】	○アンケート調査において医療従事者の勤務環境改善に「職種を問わず」または「一部職種で」取り組んでいると回答した病院の割合【2020年度までに85%】
		病院長に対する労務管理に関するマネジメント研修の実施等を通して、医療機関における労務管理を担う人材を育成。			○職員のキャリアアップや職場環境等の改善に取り組む介護事業所の割合【2020年度末までに75%】	○介護分野における書類の削減【2020年代初頭までに半減】
	<u>従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。</u>	介護分野における生産性向上ガイドラインを普及させ、好事例を横展開。 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の中間取りまとめを踏まえ、ウェブ入力・電子申請、データの共有化・文書保管の電子化等について方針を得る。 また、保険者機能強化推進交付金の活用等を通じ、自治体における書類削減の取組を推進する。	成果について、人員・設備基準等の見直しに関する議論の際に活用。 検討結果に応じた対応（システム改修等）		○介護分野における生産性向上ガイドライン活用事業所数【2019年実績から増加】	○介護労働者の平均労働時間・残業時間数【2020年度末までに縮減】 ○介護老人福祉施設等における介護・看護職員等の配置に係る人員ベースでの効率化【2020年度までに改善】
		《厚生労働省》				